家畜衛生週報

ANIMAL HYGIENE WEEKLY

No.3926　農林水産省消費･安全局 畜水産安全管理課、動物衛生課　2026. 10. 26

・家畜伝染病予防法第51条第６項に基づく店舗名称等の公表について…… 329

・群馬県における豚熱の患畜の確認（国内107例目）及び「農林水産省豚熱・アフリカ豚熱防疫対策本部」の持ち回り開催 について…… 333

・千葉県における野生イノシシの豚熱感染事例について…… 333

・動物用医薬品副作用報告（令和８年９月）…… 335

☆家畜伝染病予防法第51条第６項に基づく店舗名称等の公表について

（令和８年10月９日付けプレスリリース）

動物検疫所は、家畜伝染病予防法に基づき、LE CHIEN MART - KOGA（リチェン マート コガ）（店舗名称）に立入検査等を行った結果、輸入禁止品又は監視伝染病の病原体により汚染している物（以下「輸入禁止品等」という。）を販売等していることを確認し、廃棄を行いました。

このため、本日、同法に基づき、当該店舗の名称・住所、廃棄の処分を受けた物・数量、当該物の販売等されていた期間等について公表しました。

経緯

動物検疫所は、令和８年９月29日に家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第51条第２項に基づき、立入検査等を行いました。

この結果、動物検疫所は、LE CHIEN MART - KOGA（リチェン マート コガ）において、輸入禁止品等を貯蔵、陳列及び販売していたことを確認し、当該輸入禁止品等を全て廃棄しました（別紙１、２参照）。

店舗名称等の公表

法第51条第５項に基づき、輸入禁止品等を廃棄したことから、農林水産省は、法第51条第６項に基づき、家畜の伝染性疾病の発生予防・まん延防止の観点から、一般市民や農場、取引先に対して広く注意喚起を行うために、以下の情報を公表します。

（１）　廃棄の処分を受けた者の氏名又は名称及び住所名称：LE CHIEN MART - KOGA（リチェン マート コガ）住所：茨城県古河市下大野2827- １

（２）　廃棄の処分を受けた物及び数量（別紙１参照）ベトナム産鶏肉製品、インドネシア産牛鶏肉ソーセージ等25.9kg

（３）　廃棄の処分を受けた物の販売又は販売の用に供するために行う加工、使用、調理、貯蔵若しく

は陳列がされていた期間（別紙１参照）

（４）　廃棄の処分を受けた物の写真（別紙２参照）

（参考）

本件について、農林水産省動物検疫所ウェブサイトにおいて、当該店舗の名称等を公表しております。

添付資料

別紙１：廃棄の処分を受けた物の一覧

（PDF：81KB）

別紙２：廃棄の処分を受けた物の写真

（PDF：497KB）

その他

なお、法第36条第１項（輸入禁止）違反や法第44条の２（販売等の禁止）違反については、３年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金（法人の場合5000万円以下の罰金）に処される可能性があります。

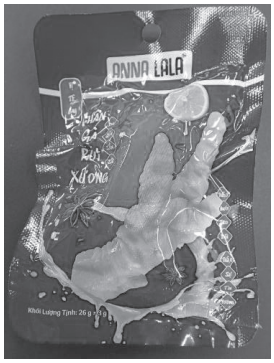
別紙１

廃棄の処分を受けた物の一覧

	物	数量（個数）	販売期間
1	ベトナム産　鶏爪	20. 2kg（573 個）	不明
2	ベトナム産　鶏爪	3. 25kg（112 個）	不明
3	ベトナム産　鶏肉入り菓子	0. 95kg（９個）	不明
4	ベトナム産　鶏肉入り菓子	0. 4kg（４個）	不明
5	インドネシア産　牛鶏肉ソーセージ	0. 6kg（11 個）	不明
6	インドネシア産　牛鶏肉ソーセージ	0. 1kg（２個）	不明
7	インドネシア産　牛鶏肉ソーセージ	0. 05kg（１個）	不明
8	インドネシア産　牛鶏肉団子	0. 35kg（６個）	不明
合計		25. 9kg（718 個）	

別紙２

廃棄の処分を受けた物の状況

	物	画像
1	ベトナム産 鶏爪	 
2	ベトナム産 鶏爪	 
3	ベトナム産 鶏肉入り菓子	
4	ベトナム産 鶏肉入り菓子	

5	インドネシア産 牛鶏肉ソーセージ	 
6	インドネシア産 牛鶏肉ソーセージ	 
7	インドネシア産 牛鶏肉ソーセージ	 
8	インドネシア産 牛鶏肉団子	 

☆群馬県における豚熱の患畜の確認（国内107例目）及び「農林水産省豚熱・アフリカ豚熱防疫対策本部」の持ち回り開催について

（令和８年10月10日付けプレスリリース）

本日、群馬県渋川市の養豚農場において家畜伝染病である豚熱の患畜が確認されたことを受け、農林水産省は「農林水産省豚熱・アフリカ豚熱防疫対策本部」を開催し、今後の対応方針について決定しました。

現場及び周辺地域にも本病のウイルスが存在する可能性があり、人や車両を介して本病のまん延を引き起こすおそれがあります。現場及び周辺地域での取材は、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

１．発生農場の概要

所 在 地：群馬県渋川市

飼養状況：約1,900頭

関連農場：群馬県渋川市（１農場、約900頭）

２．経緯

（１） 令和８年10月９日（金曜日）、群馬県は、渋川市の農場において異状が見られるとの通報があったため、当該農場に立ち入り、検査を実施しました。

（２） 群馬県の検査により豚熱の疑いが生じたため、農研機構動物衛生研究部門（注）で精密検査を実施したところ、10月10日（土曜日）、豚熱の患畜であることが判明しました。

（注）国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門：国内唯一の動物衛生に関する研究機関

３．今後の対応

「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき、次の措置について万全を期します。

（１） 当該農場の飼養豚の殺処分及び焼埋却等の必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施します。

（２） 感染経路等の究明のため、国の疫学調査チームを派遣します。

（３） 本病の早期発見及び早期通報の徹底を図ります。

（４） 関係府省と十分連携を図るとともに、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努めます。

（５） 農場の消毒や野生動物の農場への侵入防止等の飼養衛生管理基準の遵守に関する指導を徹底します。

（６） 飼養豚への適時・適切なワクチン接種を徹底します。

４．農林水産省豚熱・アフリカ豚熱防疫対策本部

日時：令和８年10月10日（土曜日）（持ち回り開催）

５．その他

（１） 豚熱は、豚、イノシシの病気であり、人に感染することはありません。

（２） 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを害するおそれがあることなどから厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。

（３） 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないよう、御協力をお願いいたします。

☆千葉県における野生イノシシの豚熱感染事例について

（令和８年10月11日付けプレスリリース）

10月10日（土曜日）、千葉県鴨川市において、野

生イノシシが豚熱に感染した事例が県内で初めて確認されました。

本病のウイルスが現場及び周辺地域にも存在する可能性があり、人や車両を介して本病のまん延を引き起こすおそれがあるため、対応に万全を期してまいります。

1．概要

（1）　千葉県は10月９日（金曜日）、同県鴨川市において発見・回収した野生イノシシの死体についてPCR検査を実施し、同検査により陽性が確認されました。

（2）　そのことを受けて実施した農研機構動物衛生研究部門（注）での精密検査の結果を踏まえ、豚熱野外株陽性であると判定しました。（県内初の確認事例）

（注）国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門：国内唯一の動物衛生に関する研究機関

2．今後の対応方針

千葉県と連携して、次の措置について万全を期します。

（1）　千葉県は既に豚熱経口ワクチンの散布推奨地域に指定されており、経口ワクチン散布が実施されていますが、今回の事例を踏まえ追加で経口ワクチン散布を実施します。

（2）　野生イノシシにおける感染状況の把握をより一層進めるため、千葉県において野生イノシシのサーベイランス及び捕獲を強化します。

（3）　県内養豚農家に対し、ワクチンの適時・適切な接種を指導するとともに、ワクチン接種だけではなく、飼養衛生管理の再点検や早期通報について改めて指導します。

3．その他

（1）　豚熱は、豚、いのししの病気であり、人に感染することはありません。

（2）　現場及び周辺地域での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあることなどから厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

（3）　今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないよう、御協力をお願いいたします。

☆動物用医薬品副作用報告（令和８年９月）　(1/2)

産業動物における動物用医薬品副作用に関する報告（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第68条の10）

製品名	ボベラ
製造販売業者名	ベーリンガーインゲルハイム アニマルヘルスジャパン株式会社
動物種	牛
発現動物数／投与動物数	1 / 13
性	メス
年齢	４歳
投与前の健康状態	普通
以前の使用歴	なし
以前使用時の副作用の有無	－
投与量	2mL
投与方法	筋肉内注射
投与日	R7.10.8
副作用発現日	R8.4.3
副作用の種類	流産
治療の有無	不明
転帰	回復
担当獣医師による評価	因果関係がある可能性は低い。
製造販売業者による評価	本症例は妊娠３週目に本剤を投与されてはいるものの、本剤投与２週間後に受胎が確認されていること、流産が発現したタイミングが不明であることから、本剤と流産との関連性を積極的に示唆する所見は認められない。また流産は本剤の作用機序および既知の安全情報から予想される副作用ではなく、流産は通常の妊娠においても起こり得ること、投与から流産に至るまでの経緯が不明で検査も行われていないため他の要因を否定できないことから、原因を特定することは困難であり本剤との因果関係は不明であると考える。

☆動物用医薬品副作用報告（令和８年９月）(2/2)

産業動物における動物用医薬品副作用に関する報告（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第68条の10）

製品名	ボベラ
製造販売業者名	ベーリンガーインゲルハイム アニマルヘルスジャパン株式会社
動物種	牛
発現動物数／ 投与動物数	1／15
性	メス
年齢	4歳
投与前の 健康状態	普通
以前の使用歴	なし
以前使用時の 副作用の有無	－
投与量	2mL
投与方法	筋肉内注射
投与日	R7.10.22
副作用発現日	R8.5.1
副作用の種類	流産
治療の有無	不明
転帰	回復
担当獣医師による評価	因果関係がある可能性は低い。
製造販売業者による評価	本症例は人工授精３日後に本剤を投与されてはいるものの、本剤投与１ヵ月後に受胎が確認されていること、流産が発現したタイミングが不明であることから、本剤と流産との関連性を積極的に示唆する所見は認められない。また流産は本剤の作用機序および既知の安全情報から予想される副作用ではなく、流産は通常の分娩においても起こり得ること、投与から流産に至るまでの経緯が不明であり検査も行われていないため他の要因を否定できないことから、原因を特定することは困難であり本剤との因果関係は不明であると考える。

通　信

2001年９月に日本で初めてBSE（牛海綿状脳症）が確認され、国は速やかに飼料規制や牛トレーサビリティ制度、と畜場における特定危険部位（SRM）の除去や全頭検査等の対策を構築しました。一方で、変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）との関連や海外での発症牛の報道等により国民の不安感は高まり、国の危機管理体制に対する大きな批判となって、リスク管理部局としての消費・安全局の設置、リスク評価機関としての内閣府食品安全委員会の設置などの契機となりました。その後、BSEのリスク管理措置は世界的な疾病リスクの低下や科学的知見を踏まえて見直しが行われています。本年６月に国内と畜牛のSRM範囲の変更に関する食品安全委員会の食品健康影響評価が消費者庁及び厚労省に答申され、これらの機関で食品における国内措置の見直しが進められていることを踏まえ、農水省でもその変更に合わせた飼料規制の見直しを検討しています。10月14日に開催された家畜衛生部会プリオン病小委員会では、SRM範囲の変更と合わせ、現状、肉骨粉等に利用できない30か月齢超の牛の脊柱などについて見直すことが了承されました。今後、飼料安全法に基づく規格基準の改訂に向けて検討を進める予定であり、引き続き、科学的知見を踏まえた適切な飼料規制を講じてまいります。

毎週月曜日発行

家　畜　衛　生　週　報

編集・発行：農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課、動物衛生課
☎03(3502)8111　内線 4581
〒100－8950　東京都千代田区霞が関１－２－１